

高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第14条 省略)</p> <p><u>(県内発注)</u>  <u>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>(委任)            第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則            1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。            2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り</u>でその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。            3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附則            この要綱は、令和7年10月24日から施行する。</p> <p><u>附則</u>  <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県大学生等交流促進事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1条～第14条 省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)            第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則            1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月25日から施行する。            2 この要綱は、令和8年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1項第2号及び第2項、第8条第3項、第11条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。            3 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前においても行うことができる。</p> <p>附則            この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</p>

新

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助要件等	補助対象経費	補助率	補助限度額等
学生と県内事業者の交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生が具体的な就職先を検討する前の段階で、県内事業者と交流するためのイベント開催を目的とする。</li> <li>1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。</li> <li>1回のイベントにつき、参加学生の目標は15名以上とする。</li> </ul> ※企業説明会や就職フェア等は補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費</li> <li>報償費</li> <li>旅費</li> <li>需用費</li> <li>役務費</li> <li>委託料</li> <li>使用料及び賃借料</li> </ul>	1/2以内	2,000千円 ※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/回を上限額とする。
職業体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童や生徒等へのキャリア教育の一環で実施する職業体験や現場見学等を目的とする。</li> <li>1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。</li> </ul>			2,000千円 ※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/者を上限額とする。ただし、複数の事業者が1会場でイベントを開催する場合は、複数の事業者でまとめて90,000円を上限とする。(注)

(注) 近隣の施設(例えば、同じ施設の別室など)でイベントを開催する場合は1会場とみなす。ただし、事業者自社でイベントを開催する場合、事業者同士が隣接していても別会場とみなす。

((参考) 補助対象経費 省略)

(別表第2 省略)

(別記 第1号様式 省略)

旧

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助要件等	補助対象経費	補助率	補助限度額等
学生と県内事業者の交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生が具体的な就職先を検討する前の段階で、県内事業者と交流するためのイベント開催を目的とする。</li> <li>1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。</li> <li>1回のイベントにつき、参加学生の目標は15名以上とする。</li> </ul> ※企業説明会や就職フェア等は補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>人件費</li> <li>報償費</li> <li>旅費</li> <li>需用費</li> <li>役務費</li> <li>委託料</li> <li>使用料及び賃借料</li> </ul>	2/3以内	2,000千円 ※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/回を上限額とする。
職業体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童や生徒等へのキャリア教育の一環で実施する職業体験や現場見学等を目的とする。</li> <li>1回のイベントにつき、新規参加事業者が5者以上いることを補助対象の条件とする。</li> </ul>			2,000千円 ※人件費については、1イベントにつき、1,125円/h、9,000円/日、90,000円/者を上限額とする。ただし、複数の事業者が1会場でイベントを開催する場合は、複数の事業者でまとめて90,000円を上限とする。(注)

(注) 近隣の施設(例えば、同じ施設の別室など)でイベントを開催する場合は1会場とみなす。ただし、事業者自社でイベントを開催する場合、事業者同士が隣接していても別会場とみなす。

((参考) 補助対象経費 省略)

(別表第2 省略)

(別記 第1号様式 省略)

新

別紙1 補助金所要額調書

(単位：円)

(イベント名・経費項目)	数量	単価	総事業費 ※税込み A	対象経費 ※税抜き B	収入額			差引き額 F (B-E)	F×補助率 (1/2) G	補助限度額 (人件費上限額 90,000円) H	補助金 交付申請額 I (注)	備考
					参加者 負担金 (ある場合) C	寄附金 その他の 収入額 D	計 E (C+D)					
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
総事業費・対象経費合計					「I」欄の合計							
補助金交付申請額合計 (千円未満切り捨て・上限2,000千円)												

※変更承認及び実績報告の場合、当初の交付申請時の額を下段に括弧書きで記載してください。

※「I」欄は、「G」欄及び「H」欄（人件費の上限額90,000円）のいずれか低い額を記入し、補助金交付申請額合計欄は千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

(別紙2～5 省略)

(第2号様式～第4号様式 省略)

旧

別紙1 補助金所要額調書

(単位：円)

(イベント名・経費項目)	数量	単価	総事業費 ※税込み A	対象経費 ※税抜き B	収入額			差引き額 F (B-E)	F×補助率 (2/3) G	補助限度額 (人件費上限額 90,000円) H	補助金 交付申請額 I (注)	備考
					参加者 負担金 (ある場合) C	寄附金 その他の 収入額 D	計 E (C+D)					
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
総事業費合計					「I」欄の合計							
補助金交付申請額合計 (千円未満切り捨て・上限2,000千円)												

※変更承認及び実績報告の場合、当初の交付申請時の額を下段に括弧書きで記載してください。

※「I」欄は、「G」欄及び「H」欄（人件費の上限額90,000円）のいずれか低い額を記入し、補助金交付申請額合計欄は千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

(別紙2～5 省略)

(第2号様式～第4号様式 省略)